

## 高齢者の自宅売却トラブルにご注意！

全国の消費生活センター等に、「強引に勧誘され、安価で自宅を売却する契約をしてしまった」「解約したいと申し出たら違約金を請求された」といった、高齢者からの自宅売却に関する相談が寄せられています。

事例をご紹介します。

- ・朝 10 時から夜9時半まで家を売るよう勧誘され、強引に契約させられた。(80 歳代)
- ・「このマンションは 10 年後には取り壊される」という嘘の説明を信じて、相場より安く契約してしまった。(70 歳代)
- ・強引に売却させられ解約するなら 900 万円支払うようにと言われた。(80 歳代)

自宅売却に関する相談は、70 歳以上の方の相談が 52.3%を占めています。長時間の勧誘や嘘の説明で、自分の望まない契約をしているケースがみられます。

消費者が自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフできません。契約解除には、手付金の倍額を支払うか、契約条項に基づく高額な違約金が必要となるので安易に契約してはいけません。

「賃貸として住み続けられる」などと勧誘されることもありますが、良い話だけではありません。不動産取引は複雑です。信頼できる人に相談するなどし、一人に対応せず、取引の内容を理解するまで契約してはいけません。

安易に自宅を売却してしまうと、住む場所がなくなるなど、生活に深刻な影響が生じる可能性もあります。自宅を売るつもりがなければ、訪問を許さず、「売りません」「契約しません」ときっぱり断りましょう。

困った時には、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください(消費者ホットライン188)。

(参考:国民生活センターHP)